

## 代表者会議設置規程 (案)

## (設置)

第1条 大阪戦略調整会議（以下「大阪会議」という。）を円滑に運営するため、大阪会議に代表者会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (役割)

第2条 会議においては、会長による大阪会議に係る議事の整理に資するため、次に掲げる事項について、協議・調整する。

- (1) 大阪会議の会期（期間及び日程）
- (2) 議題の選定
- (3) 議題の協議順位
- (4) 議題の協議方法
- (5) その他会長が必要と認める事項

## (構成)

第3条 会議は、会長、副会長、首長（大阪府知事、大阪市長及び堺市長）及び各会派から推薦のあった委員5人の計10人をもって構成する。

2 前項の会派の名称及び委員5人の割当ては、次のとおりとする。

会派名	員数
大阪維新の会大阪府議会議員団 大阪維新の会大阪市議員団 大阪維新の会堺市議会議員団	1人
自由民主党・無所属 大阪府議会議員団 自由民主党・市民クラブ大阪市議員団 自由民主党・市民クラブ	1人
公明党大阪府議会議員団 公明党大阪市議員団 公明党堺市議団	1人
ソレイユ堺	1人
日本共産党大阪市議員団 日本共産党堺市議会議員団	1人

## (招集)

第4条 会長は、必要と認めるときは、会議を招集する。ただし、前条第1項の構成員のうち、首長及び会派の推薦のあった委員の中で、4人以上から会議の招集の請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

## (議事の運営)

第5条 会長は、会議の議事の運営を行う。

- 2 会議は、原則公開とする。
- 3 会長は、会議の議事録を作成するものとする。

## (議事の決定)

第6条 会議の議事は、構成員の意見を聴いて、会長が取りまとめる。ただし、議事がまとまらないときは、条例第8条第4項に基づき大阪会議で決する。

## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、大阪会議で別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年9月 日から施行する。